

横浜市物流等関連施設

指定管理者審査基準

平成22年7月

横浜市港湾局

物流等関連施設の指定管理者審査基準

1 審査の基準及び審査方法

審査は、下記の表に示す評価項目・配点を基準として行います。

審査方法は、各評価項目について、1点から5点の評価点で評価を行います。

各評価点の、委員(5名分)の平均にウエイトを掛けて得点とします。

得点が3に示す最低基準点に満たない場合は、選定されません。

【審査基準一覧】

評価項目【内は評価書類】		配点	評価点 (1~5点)	ウエイト	得点 (最低基準点)
大項目	小項目				
1 管理運営の基本方針	(1) 物流等関連施設を運営するための基本的な知識、能力 【様式3】	100	200	20	(80)
	(2) 物流等関連施設を運営するための取組方針【様式4】	100		20	
2 管理運営の安定性	(1) 管理体制及び組織【様式5】	50	300	10	(120)
	(2) 人員配置計画【様式6】	100		20	
	(3) 管理実績【様式7】	100		20	
	(4) 経営基盤【様式8】	50		10	
3 管理運営に関する提案	(1) 効率的な管理、利便性向上による利用促進【様式9】	150	400	30	(160)
	(2) 経費節減【様式10】	150		30	
	(3) 安全管理・法令の遵守等【様式11】	50		10	
	(4) その他の提案【様式12】	50		10	
4 収支計画	指定期間中の収支計画書【様式13】	100	100	20	(40)
合 計		1,000点		—	(600)

2 評価の目安

各項目の採点の目安

- ・ 特に優れている … 5点
- ・ 概ね良好 … 4点
- ・ 普通 … 3点
- ・ やや不十分 … 2点
- ・ 著しく不十分 … 1点

3 最低基準点

合計得点 600点 かつ 1から4の各大項目の得点が40%を最低基準点とします。